

Bicycle

「福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例」 の取扱いについて (手引書)

福岡市では「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づき、商業地域及び近隣商業地域で、一定規模以上の建築物を新築・増築等する際は、自転車等駐車場の附置を義務づける条例を制定しています。

この手引書は、条例のうち附置義務についての内容や各種基準、手続き等について取りまとめたものです。

令和 7年 4月 1日 改正

福岡市 道路下水道局 管理部 駐車場施設課

窓口・電話相談受付時間

月・火・木・金 10:00~12:00
13:00~16:00
注) 本庁舎閉庁日は除く

※水曜日は現地調査等のため受付しておりません。

この手引書において、

- ・条例は「福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例（昭和 57 年福岡市条例第 25 号）」
 - ・規則は「福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例施行規則（昭和 57 年福岡市規則第 34 号）」
 - ・要綱は「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例並びに福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例等の運用に関する要綱（令和 3 年 8 月 26 日）」
- をそれぞれ意味します。

目次

■ 1	用語の定義	1
■ 2	申請手続きの流れ	2
■ 3	変更手続き	3
■ 4	条例の対象となる地域	4
■ 5—1	条例の対象となる建物の種類・規模と附置義務台数 (対象となる用途が1つの場合)	5
■ 5—2	条例の対象となる建物の種類・規模と附置義務台数 (対象となる用途が2つ以上の場合)	6
■ 6	増築等を行う場合の算定方法	9
■ 7	自転車等駐車場の構造等	9
■ 8	自転車等駐車場の設置場所(隔地)	11
■ 9	自転車等駐車場の管理	12
■ 10	自転車等駐車場の建設奨励	12
■ 11—1	自転車等駐車場の設置台数算定例 (対象となる用途が1つの場合)	13
■ 11—2	自転車等駐車場の設置台数算定例 (対象となる用途が2つ以上の場合)	14
■ 11—3	自転車等駐車場の設置台数算定例 (増築の場合)	15
■ 12	手続きに必要な書類	16
■ 13	様式集	17
■ 14	様式記載例	30
■ 15	Q & A よくある質問集	35

■ 1. 用語の定義

● この手引書において使用する用語の定義は、次の通りとします。

(1) 附置義務

- ・福岡市域内で一定の要件を満たす建築物を新築，増築，大規模の修繕または大規模の模様替を行う場合に，条例に基づき自転車等駐車場の設置を義務付けるもの。

(2) 自転車等

- ・自転車および原動機付自転車。

(3) 自転車

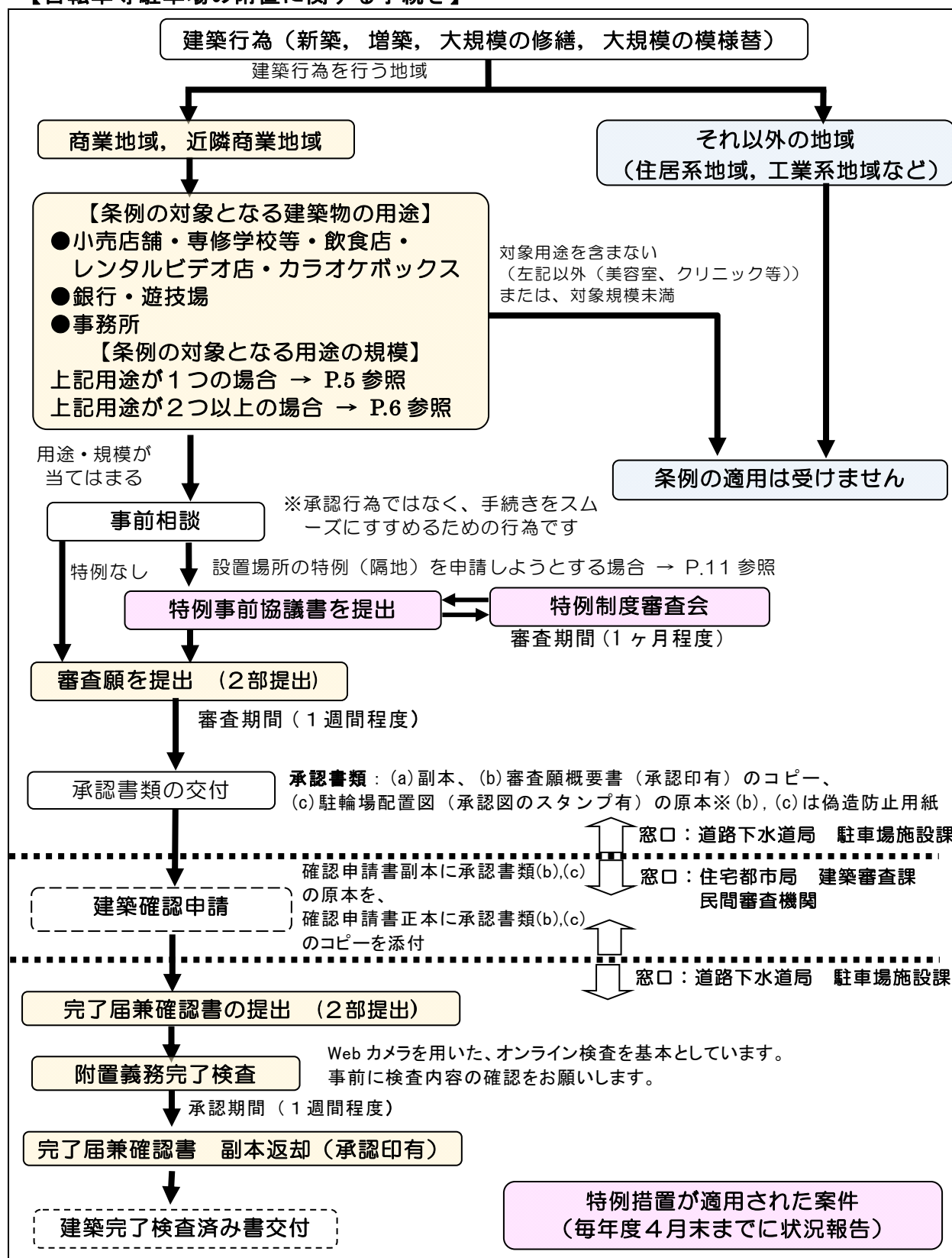
- ・ペダル又はハンド・クランクを用い，かつ，人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて，身体障害者用の車いす，歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて，内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

(4) 原動機付自転車

- ・内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い，かつ，レール又は架線によらないで運転する車であつて，自転車，身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のものをいう。

■ 2. 申請手続きの流れ

- 建築物を新築，増築，大規模の修繕または大規模の模様替（用途変更を除く）を行う場合は，建築確認申請を行う前に下記の流れに従い，附置義務審査に必要な書類を提出してください。
- 設置場所の特例（P.11 参照）申請の場合は審査期間が約 1 ヶ月必要となります。
【自転車等駐車場の附置に関する手続き】



■ 3. 変更手続き

【工事中】

- 変更審査が必要な場合は次のとおりです。

- ①対象面積の変更（微減・微増を含む）
- ②駐車施設の配置、附置義務台数、設置台数の変更
- ③駐輪機器（ラック式駐輪場等）の変更

- 変更審査が不要な場合は次のとおりです。

- ①敷地面積、建築面積の変更
- ②対象面積の変更を伴わない間取りの変更
- ③建築主の変更（建築主変更届の写しの提出は必要です。）

【竣工後】

- 建築行為（増築、大規模の修繕または大規模の模様替）を行わない場合においても、次の変更を行う場合には、窓口にて条例への適合について確認を受けてください。

- ①駐車施設の配置、台数の変更

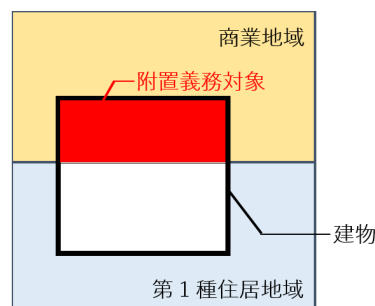
※上記のほか、変更手続きの要否が不明な場合は、窓口にて確認してください。

■ 4. 条例の対象となる地域

● 自転車駐車場等の附置が必要となるのは都市計画法で定める以下の地域です。

- ① 商業地域
- ② 近隣商業地域

※計画敷地が附置義務対象の地区と対象外の地区をまたいでいる場合、当該施設の内、附置義務対象の地区内に存する部分のみ対象となります。



※用途地域等は「福岡市 Web まっぷ」で検索してください
<https://webmap.city.fukuoka.lg.jp/>

福岡市 Web まっぷ
検 索

「都市計画情報」を選択してください

掲載マップ一覧

- 「福岡市Webまっぷ」とは...
地図を利用して福岡市の行政情報や地域情報をインターネットを通じて公開・提供するサイト
- 都市計画情報及び指定道路
福岡市内の都市計画や、建築基準法道路に関する情報を検索できます。
- 総合ハザードマップ
各種ハザードマップや避難所の位置を確認できます。
- 行政情報マップ
福岡市内の施設情報・行政情報を検索できます。
- 医療・健康マップ
福岡市内の医療・健康に関する情報を検索できます。
- 地域情報マップ
福岡市内の地域情報を検索できます。
- バリアフリーマップ
福岡市内のバリアフリーに関する情報を検索できます。
- 公有財産活用・提案
貸付・売却やPPP等を検討する市有地・公共施設を検索できます。
- 字図（地番現況図）情報
福岡市内の地番の配置を検索できます。
- 埋蔵文化財（遺跡）
福岡市内の埋蔵文化財（遺跡）包蔵地や隣接地を検索できます。
- オープンデータ
位置情報のある福岡市のオープンデータを検索できます
- スマートフォンサイトはこちら
二次元コードをお読みください。（一部未対応の機種があります）

■ 5—1. 条例の対象となる施設の種類・規模と附置義務台数 (対象となる用途が1つの場合)

- 施設の位置（対象地域）、施設の用途、施設の規模から、附置すべき台数が算定されます。

※対象となる施設の用途が2以上の場合は、次ページ参照

【自転車及び原動機付自転車の附置】

対象地域	対象となる施設の用途	対象となる施設の規模	附置義務台数 (※1)(※2)
商業地域・近隣商業地域	百貨店・スーパーマーケット等小売店舗、レンタルビデオ店	店舗面積が 400 ㎡を超えるもの	店舗面積を 40 ㎡で除して得た台数 ただし、店舗面積が 400 ㎡を超え 800 ㎡以下であるときは、20 台
	銀行	店舗面積が 200 ㎡を超えるもの	店舗面積を 30 ㎡で除して得た台数 ただし、店舗面積が 200 ㎡を超え 600 ㎡以下であるときは、20 台
	遊技場	店舗面積が 200 ㎡を超えるもの	店舗面積を 10 ㎡で除して得た台数
	専修学校等	対象面積が 400 ㎡を超えるもの	対象面積を 20 ㎡で除して得た台数
	事務所 (学習塾を含む)	対象面積が 1,400 ㎡を超えるもの	対象面積を 130 ㎡で除して得た台数 ただし、対象面積が 1,400 ㎡を超え 2,600 ㎡以下であるときは、20 台
	飲食店、カラオケボックス	店舗面積が 400 ㎡を超えるもの	店舗面積を 20 ㎡で除して得た台数

※1：1未満の端数が出た場合はこれを切り捨てます。ただし、混合用途や 5,000 ㎡以上の算定は、小数点以下切捨て後に合算します。

※2：原動機付自転車は上表で算出された台数の 10%以上の台数（1未満の端数が出た場合はこれを切り上げた数）とします（附置義務台数の内数とします）。

- 対象となる施設の合計が 5,000 ㎡を超える場合、下記の通り計算してください。
 - ・ 5000 ㎡まで 上表のとおり台数を計算（混合用途の場合は、全体の面積按分により各用途の面積を算定してください。）
 - ・ 5000 ㎡を超える部分 上表の計算結果÷2 の台数とします。

詳しくは計算例（P. 13）を参照してください。

■ 5－2. 条例の対象となる施設の種類・規模と附置義務台数 (対象となる用途が2以上の場合)

- 本条例の対象となる施設の規模は、下表の用途毎に算定した台数の合計が20台以上のものです。
- 附置義務台数は、下表により算出した用途毎の台数を合計した台数となります。

対象地域	対象となる施設の用途	用途毎の附置義務台数 (※1)(※2)
商業地域・近隣商業地域	百貨店・スーパーマーケット等小売店舗, レンタルビデオ店	店舗面積を 40 ㎡で除して得た台数 ただし、店舗面積が 400 ㎡を超え 800 ㎡以下であるときは、20 台
	銀行	店舗面積を 30 ㎡で除して得た台数 ただし、店舗面積が 200 ㎡を超え 600 ㎡以下であるときは、20 台
	遊技場	店舗面積を 10 ㎡で除して得た台数
	専修学校等	対象面積を 20 ㎡で除して得た台数
	事務所 (学習塾を含む)	対象面積を 130 ㎡で除して得た台数 ただし、対象面積が 1,400 ㎡を超え 2,600 ㎡以下であるときは、20 台
	飲食店, カラオケボックス	店舗面積を 20 ㎡で除して得た台数

※1：1 未満の端数が出た場合はこれを切り捨てます。ただし、混合用途や 5,000 ㎡以上の算定は、小数点以下切捨て後に合算します。

※2：原動機付自転車は上表で算出された台数の 10%以上の台数（1 未満の端数が出た場合はこれを切り上げた数）とします（附置義務台数の内数とします）。

- 対象となる施設の合計が 5,000 ㎡を超える場合、下記の通り計算してください。
 - ・ 5000 ㎡まで 上表のとおり台数を計算（混合用途の場合は、全体の面積按分により各用途の面積を算定してください。）
 - ・ 5000 ㎡を超える部分 上表の計算結果÷2 の台数とします。

詳しくは計算例（P. 14）を参照してください。

● 台数の算定対象となる用途・面積の詳細は以下の通りです。

(1) 百貨店・スーパーマーケット等小売店舗

- ・百貨店・スーパーマーケット等小売店舗とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を営むための店舗をいいます。

ア. 対 象：原則として大規模小売店舗立地法の規定と同じ。

【大規模小売店舗についての解説等（第4版）における店舗面積に含まれる部分】

部分名	定 義
売 場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む） ※調剤薬局、携帯電話ショップなどは売場に含む
ショーウィンドウ	ショーウィンドウ
ショールーム	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設
サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設 ※クリーニング取扱所はサービス施設に含む
物品の加工修理場の内顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分等。	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分（当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものを含む）

イ. 対象外：壁等により売場と明確に区切られた通路、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウィンドウ、車のショールーム部分、全用途共通対象外部分

(2) レンタルビデオ店

- ・レンタルビデオ店とは、主として DVD やコンパクトディスクなどの音楽・映像記録物を賃貸する事業所をいいます。

ア. 対 象：商品を陳列する室、ロビー

イ. 対象外：壁等により売場と明確に区切られた通路、全用途共通対象外部分

(3) 銀行

- ・銀行とは、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）に規定する銀行の業務又は信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）に規定する信用金庫の業務を行うための施設をいいます。

ア. 対 象：営業室、窓口待合室、貸金庫室、応接室、契約室、ATMロビー

イ. 対象外：金庫室、ATM機械室、全用途共通対象外部分

ウ. その他：窓口業務と直接関係しない銀行の事務所機能の部分は事務所として算定

(4) 遊技場

- ・遊技場とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に規定する営業を行うための施設をいいます。

ア. 対 象：パチンコ店…遊技室、景品交換所、カフェ等のサービスコーナー
ゲームセンター、雀荘…遊技をさせる営業部分

イ. 対象外：全用途共通対象外部分

(5) 専修学校等

- ・専修学校とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいいます。

ア. 対 象：教室，実習室，相談室（カウンセリング室），自習室，教務室（職員室）
イ. 対象外：執 務 室…事務室（教務員以外の事務室），役員室
情報交換…会議室，集会室，応接室
情報管理…図書室，事務機器室（コピー室，シュレッダー室，印刷室）
そ の 他…講堂
全用途共通対象外部分

(6) 事務所

- ・事務所とは，事業の必要から設けられた施設をいいます。

ア. 対 象：執 務…一般事務室，個室（役員室）
情報交換…会議室，集会室，応接室
情報管理…図書・資料室，事務機器室（コピー室，シュレッダー室，印刷室），コンピューター室（大型コンピューターを除く），電話交換室
イ. 対象外：大型コンピューター室，全用途共通対象外部分

※「事務所」として取り扱う用途例

住宅展示場の事務所部分、学習塾、各種教室（PC、料理等）、公民館、老人いこいの家、区役所

(7) 飲食店

- ・飲食店とは，主として客の注文に応じ調理した飲食料品，その他食料品又は飲料をその場所で飲食させる事業所をいいます。

ア. 対 象：客室（客室部分と一体になっている廊下・ロビーも含む）
イ. 対象外：厨房，壁等により売場と明確に区切られた通路，全用途共通対象外部分

(8) カラオケボックス

- ・カラオケボックスとは，個室において，主としてカラオケを行うための施設を提供する事業所をいいます。

ア. 対 象：客室（客室部分と一体になっている廊下・ロビーも含む）
イ. 対象外：壁等により売場と明確に区切られた通路，全用途共通対象外部分

(9) 全用途で対象外となるもの

- ・厚 生…更衣室，休憩室，食堂，喫茶室
- ・交 通…玄関，風除室，客室部分と壁等で明確に区切られた廊下・ロビー，ホール，階段，エレベーター，エスカレーター
- ・サービス…洗面所，便所，給湯室，駐車場，駐輪場
- ・ビル管理…管理事務室，防災センター，守衛室，宿直室
- ・設 備…機械室（ボイラー室，エレベーター機械室，通信機械室），電気室
- ・そ の 他…倉庫

■ 6. 増築等を行う場合の算定方法

- 次に該当する増築、大規模の修繕等を行う場合は、下記の算定方法により台数の計算を行わなければなりません。

(1) 対象用途が、対象規模以上となる増築、大規模の修繕、大規模の模様替を行う場合。(以下、「増築等」とします。)

※増築前の建物が、対象用途・対象規模以上である場合も含まれます。

(2) 混合用途施設となる増築等を行う場合、又は混合用途の建物に増築等を行い、各用途ごとに算定した台数の合計が 20 台以上となる場合。

ア：増築等を行った後の建築物をすべて新築したとみなし、現在の基準で算定した台数

イ：増築等を行う前の建築物をすべて新築したとみなし、現在の基準で算定した台数

ウ：増築等を行う前の建築物を、当時の基準で算定した台数（既存施設の附置義務台数）

新たに附置しなければならない台数：「ア」－（「イ」または「ウ」のいずれか多い台数）

増築等を行った後の附置義務台数：「ウ」＋「ア」－（「イ」または「ウ」のいずれか多い台数）

■ 7. 自転車等駐車場の構造等

- 自転車等駐車場の構造及び施設は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものとする必要があります。

(1) 通路（通路上にある自動扉等も含みます）

項 目	自 転 車	原 付
通 路	幅 1.5m以上	

※上記基準は、主に自転車駐車場整備マニュアル（平成 8 年 7 月）自転車駐車場研究会編著、建設省都市局監修によります。

※エレベーターに限り、有効開口幅は 0.75m 以上、

内法寸法は、幅 0.75m 以上、奥行き 1.9m 以上を確保してください。

また、上記のことが確認できる図面を提出してください。

(2) 施設の大きさ

項 目	自 転 車	原 付
駐車施設の 大きさ（平置き）	幅 0.6m 以上×奥行 1.9m 以上	幅 0.7m 以上×奥行 1.7m 以上
台数割合	90%以内	10%以上

※ラックの使用については協議によります。

※平置きの場合、駐車施設内には、チェーンロック等の駐輪補助施設を設けることはできません。

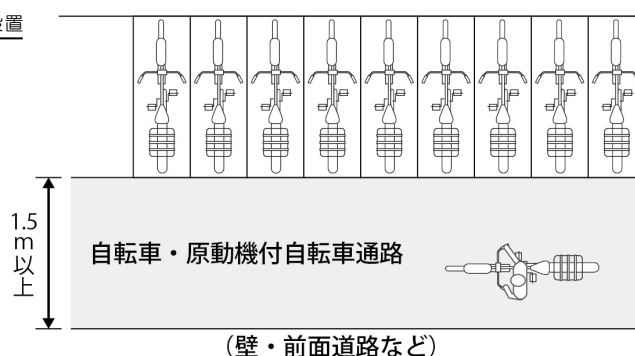
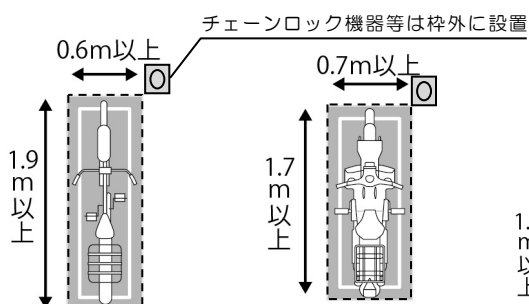
※令和 7 年 4 月 1 日施行された「新基準の原付」では、車体大きい（車体規格 125cc）ものがあるため、基準以上の枠を設置することを推奨しています。

自転車用駐車施設
（台数割合 90%以内）

原動機付き自転車用
駐車施設
（台数割合 10%以上）

通路幅員

自転車及び原動機付き自転車とも
1.5メートル以上とする。



（壁・前面道路など）

(3) 路面標示、看板

- ・利用者に分かりやすい路面標示又は看板を適切に設置してください。
- ・複数台の外枠のみの区画線設置や床ブロックの色分けなどの路面標示も可能とします。
- ・原動機付き自転車用と自転車用の区別がつくようサインの路面標示又は看板を適切に設置してください。
- ・看板を設置する場合は、ラミネート等ではなく、ステンレスやアクリル板等の耐久性の高い仕様とし、表示内容および設置位置については、必ず事前に窓口担当者へ確認してください。

(4) 利用案内

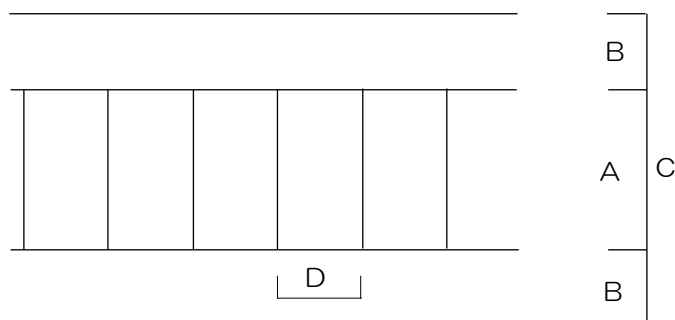
- ・駐輪場利用案内看板を利用者から見やすい位置に設置してください。
- ・敷地出入口から駐輪場が見えない場合や位置が分割されている場合は、案内看板を敷地出入口・駐輪場出入口等に複数設置してください。
- ・有料の場合は、営業時間・駐車料金を明記してください。

(5) 突っ込み駐輪

- ・前面道路から直接駐輪する形式は認められません。
ただし、前面道路から 1.5m の幅の空地を設ければ認められます。

(6) 斜路付階段

- ・斜路付き階段は、全体幅員、斜路部分、階段部分としてください。
- ・勾配は 1 / 4 (25 %) を超えてはなりません。
- ・高さが 3m を超える場合には、高さ 3m 以内ごとに踊り場を設けてください。
- ・斜路付階段はできるだけ直線としてください。
- ・斜路部分は安全上中央に設けないでください。



種類	利用動線の交差	A	B	C	D
自転車	多い	0.9～	0.3～	1.5～	0.4
	少ない	0.8～		1.4～	
原付	多い	1.0～	0.45～	1.9～	
	少ない	0.9～		1.8～	

※上記基準は、自転車駐車場整備マニュアル（平成 8 年 7 月）自転車駐車場研究会編著、建設省都市局監修によります。

(7) 前面道路の交通規制

- ・敷地の前面道路に交通規制（一方通行等）がかかっている場合は、出庫する自転車および原動機付自転車にこの旨を知らせるための表示をしてください。これについて、交通管理者の指示を受けた場合には、これに従ってください。

■ 8. 自転車等駐車場の設置場所（隔地）

- 附置すべき自転車等駐車場は当該施設もしくはその敷地内に確保する必要があります。

（１）敷地内での設置

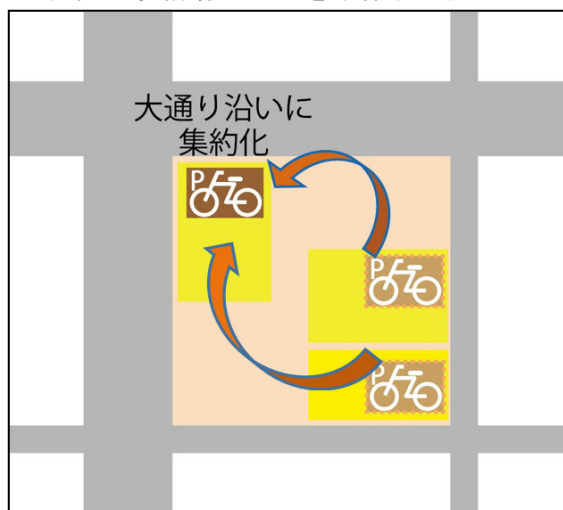
- 設置階は１階や地下１階など、なるべく低層階に設けてください。
- 銀行及び小売店舗（特にコンビニエンスストア）等で短時間の利用者が多く見込まれる場合は、附置義務台数の一部を施設出入口付近に設置することを原則とします。
- 未整備の都市計画道路区域内に附置義務駐輪場を設けることは認めていませんが、当該都市計画道路が整備された後の対策を示した資料の提出により認めることがあります。

（２）敷地外での設置【設置場所の特例】

- 当該地区又は地域の地形、交通事情等から、自転車等駐車場を２以上の施設のために一団として設けることが合理的であると認められる場合において、同じ街区内に一団として設けることができるときには、他の規定にかかわらず、当該２以上の施設及びその敷地外に自転車等駐車場を設置することができます。
- この特例を受けた場合には、毎年度４月末までに、適切に維持管理している状況について、所定様式（様式－１）により報告しなければなりません。
- 特例の申請には、必ず事前協議が必要です。（様式－Ｇ）

《街区単位での集約化のイメージ①》

→ 駐輪場を集約化してわかりやすい位置に駐輪場出入口を確保する例



《街区単位での集約化のイメージ②》

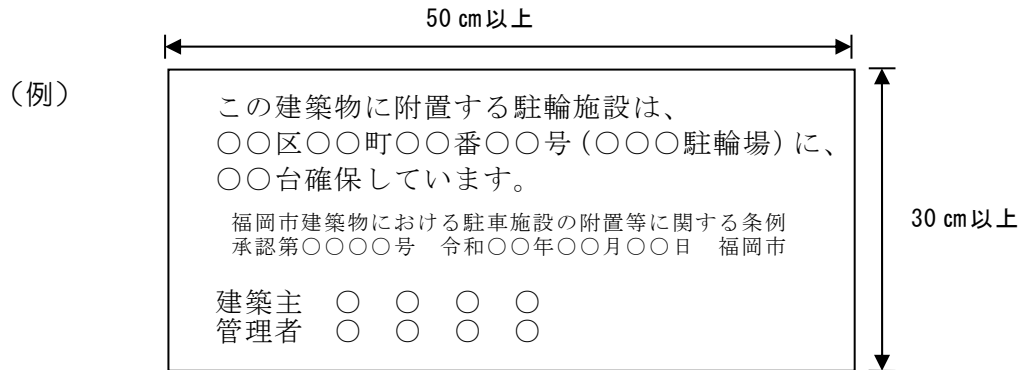
→ 地下街に接続できる利便性の高い駐輪場を確保できるビルに集約する例



(3) プレートの設置

- a. 隔地駐輪施設が承認された場合は、当該建築物の見やすい箇所に隔地駐輪施設の住所や確保台数等を記載したプレートを設置してください。
- b. プレートは当該建築物に堅固に固定するものとし、その規格は次の通りです。

- ① ステンレス板等の耐候性及び耐久性のあるもので、かつ容易に破損しない材質であるもの
- ② 文字はエッチング、焼付塗装等の耐久性のあるもの
- ③ 大きさは、タテ 30 cm 以上、ヨコ 50 cm 以上を標準とします



■ 9. 自転車等駐車場の管理

- 施設等の利用者が安全かつ有効に自転車駐車場を利用できるよう、適切に管理してください。
- 施設の荷物置場等などの目的外の用途に供されることのないよう、適切に管理してください。

■ 10. 自転車等駐車場の建設奨励

- 次に該当する自転車等駐車場を建設した者に対しては、奨励金の交付、及び当該自転車等駐車場の建設資金に係る利子の一部について利子補給金を交付します。
 - a. 鉄道の駅の乗降客用出入口から 200 メートル以内の区域に、附置義務台数を除き 100 台以上の駐車台数を有するものであること。
 - b. その構造及び設備が利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものであること。
- 奨励措置を受けようとする場合は、必ず事前協議が必要です。
- 奨励金、利子補給金の交付額は、条例第 14 条・15 条によります。

■ 1 1 — 1. 自転車等駐車場の附置義務台数算定例
(対象となる用途が1つの場合)

- 小売店舗、混合用途、大規模施設、大規模混合用途、増築の5ケースの算定例を示します。

【例1】小売店舗の場合

店舗面積
1,000㎡



● 附置台数の計算

$$1,000 \text{ ㎡} \div 40 \text{ ㎡} = 25 \text{ 台}$$

● 車種別台数の計算

$$\text{原付自転車} : 25 \times (1/10) = 2.5 \text{ 台} \Rightarrow 3 \text{ 台 (端数切上)}$$

$$\text{自転車} : 25 - 3 = 22 \text{ 台}$$

【例2】大規模施設の場合（小売店舗）

店舗面積
6,500㎡



● 附置台数の計算

$$5,000 \text{ ㎡までの部分} : 5,000 \text{ ㎡} \div 40 \text{ ㎡} = 125 \text{ 台}$$

$$5,000 \text{ ㎡を超える部分} : (6,500 - 5,000) \div 40 \text{ ㎡} \times 0.5 \\ = 18.75 \text{ 台}$$

$$\text{附置台数の合計} : 125 + 18.75 = 143.75 \text{ 台} \\ \Rightarrow 143 \text{ 台 (端数切捨)}$$

● 車種別台数の計算

$$\text{原付自転車} : 143 \times (1/10) = 14.3 \text{ 台} \Rightarrow 15 \text{ 台 (端数切上)}$$

$$\text{自転車} : 143 - 15 = 128 \text{ 台}$$

■ 1 1—2. 自転車等駐車場の附置義務台数算定例 (対象となる用途が2つ以上の場合)

【例3】混合用途の場合（小売店舗と遊技場）

店舗面積（小売店）
600㎡

店舗面積（遊技場）
150㎡

〔 計 750㎡ 〕

● 附置台数の計算

小売店：20 台（店舗面積が 400 ㎡を超え 800 ㎡以下であるため）

遊技場：150 ㎡ ÷ 10 ㎡ = 15 台

合計台数 20 台 + 15 台 = 35 台

● 車種別台数の計算

原付自転車：35 × (1/10) = 4 台

自転車：35 - 4 = 31 台

【例4】大規模混合用途施設の場合（小売店舗と遊技場と事務所）

対象面積（事務所）
2,000㎡

店舗面積（小売店）
8,500㎡

店舗面積（遊技場）
3,000㎡

〔 計 13,500㎡ 〕

● 附置台数の計算

各用途の面積が占める割合から算出

（5,000 ㎡までの部分）

事務所：5,000 ㎡ × (2,000 ㎡ ÷ 13,500 ㎡) ÷ 130 ㎡
= 740.74 ㎡ ÷ 130 ㎡ = 5.70 台 ⇒ 5 台（端数切捨）

小売店：5,000 ㎡ × (8,500 ㎡ ÷ 13,500 ㎡) ÷ 40 ㎡
= 3,148.15 ㎡ ÷ 40 ㎡ = 78.70 台 ⇒ 78 台

遊技場：5,000 ㎡ × (3,000 ㎡ ÷ 13,500 ㎡) ÷ 10 ㎡
= 1,111.11 ㎡ ÷ 10 ㎡ = 111.11 台 ⇒ 111 台

（5,000 ㎡を越える部分）

事務所：(2,000 - 740.74) ÷ 130 ㎡ × (1/2)
= 1,259.26 ㎡ ÷ 130 ㎡ × (1/2) = 4.84 台 ⇒ 4 台

小売店：(8,500 - 3,148.15) ÷ 40 ㎡ × (1/2)
= 5,351.85 ㎡ ÷ 40 ㎡ × (1/2) = 66.90 台 ⇒ 66 台

遊技場：(3,000 - 1,111.11) ÷ 10 ㎡ × (1/2)
= 1,888.89 ㎡ ÷ 10 ㎡ × (1/2) = 94.44 台 ⇒ 94 台

合計台数

5 台 + 78 台 + 111 台 + 4 台 + 66 台 + 94 台 = 358 台

● 車種別台数の計算

原付自転車：358 × (1/10) = 35.8 台 ⇒ 36 台（端数切上）

自転車：358 - 36 = 322 台

■ 1 1 — 3. 自転車等駐車場の附置義務台数算定例 (増築の場合)

【例 5】増築の場合 (小売店舗と遊技場と飲食店)

増築部店舗面積
(遊技場)
1,000㎡

既存施設の
店舗面積(小売店)
3,000㎡

既存施設の
店舗面積(飲食店)
1,000㎡

[計 5,000㎡]



平成20年建設

①増築後の施設をすべて新築したとみなす (小売店舗+遊技場+飲食店)

- 附置台数の計算
小売店： $3,000 \text{ ㎡} \div 40 \text{ ㎡} = 75 \text{ 台}$
飲食店： $1,000 \text{ ㎡} \div 20 \text{ ㎡} = 50 \text{ 台}$
遊技場： $1,000 \text{ ㎡} \div 10 \text{ ㎡} = 100 \text{ 台}$
合計台数 75 台 + 50 台 + 100 台 = 225 台…①



②増築前の施設をすべて新築したとみなす (小売店舗+飲食店)

- 附置台数の計算
小売店： $3,000 \text{ ㎡} \div 40 \text{ ㎡} = 75 \text{ 台}$
飲食店： $1,000 \text{ ㎡} \div 20 \text{ ㎡} = 50 \text{ 台}$
合計台数 75 台 + 50 台 = 125 台…②



③増築前の施設に対して既に旧条例が適用されていた場合 (小売店舗+飲食店)

- 既存施設の附置義務台数 (既存施設を建築した当時の基準で算出)
※この計算例では、平成20年時点での基準 (平成11年3月11日条例第26号) で算出
小売店： $3,000 \text{ ㎡} \div 20 \text{ ㎡} = 150 \text{ 台}$
飲食店：附置義務の対象外であったため 0 台
合計台数 150 台 + 0 台 = 150 台…③



④増築部の台数

- 附置台数の計算
① - (②または③のいずれか多い台数) = $225 - 150 = 75 \text{ 台}$
- 車種別台数の計算
原付自転車： $75 \times (1/10) = 7.5 \text{ 台} \Rightarrow 8 \text{ 台}$ (端数切上)
自転車： $75 - 8 = 67 \text{ 台}$

■ 12. 手続きに必要な書類

● 審査等の手続きに必要な書類は以下の通りです。

※図面は原則として A3 サイズとし、A4 サイズに折り込むこと

段 階	名 称	部 数	摘 要
新規の申請、 建物竣工後の変 更 ※a から g までの書 類については、どの ような変更におい ても共通で提出が 必要です。	a. 自転車等駐車場の附置に関する審査願	2	様式-A
	b. 自転車等駐車場設置（変更）届出書	2	様式-B
	c. 自転車等駐車場の附置に関する審査願概要書	2	様式-C
	d. 附置義務台数算定調書（店舗面積等が 5,000 m ² まで）	いずれか 2	様式-D
	附置義務台数算定調書（店舗面積等が 5,000 m ² を超えるもの）		様式-E
	e. 確認申請書（正）の写し（1 面から 5 面まで）	2	指定様式
	f. 位置図（1/5, 000 程度） ※都市計画度道路に接道している場合は航空写真図 1/5, 000 都計線入り	2	任意様式
	g. 図面 ①配置図（駐車場区域、周辺道路、出入口、通路を明記） ②店舗求積図（面積算定表） ※延べ床面積及び附置義務対象面積が確認できるもの ③各階平面図 ④自転車等駐車場詳細図 ⑤構造図（ラック式の自転車等駐車場の場合）	各 2	任意様式
	特例措置を申 請する場合		
	h. 自転車等駐車場設置特例 申請書	2	様式-F
工事完了時	i. 自転車等駐車場設置特例 事前協議回答書の写し	2	様式-H
	j. 隔地自転車等駐車場の図面	2	任意様式
	k. 担保性を確認する書類（字図、登記簿、契約書の写し等）	2	任意様式
	l. 完了届兼確認書	2	様式-J
建物建設中の 変更 ※a、b、c、f およ び g の書類につい ては、どのような変 更においても共通 で提出が必要です。	m. 検査写真台帳（通路幅、車室寸法、サイン等） ※撮影箇所については、事前に駐車場施設課へ確認してください。	2	様式-K
	n. 写真撮影位置、方向の分かる図面	2	任意様式
	a. 自転車等駐車場の附置に関する審査願	2	様式-A
	b. 自転車等駐車場設置（変更）届出書	2	様式-B
	c. 自転車等駐車場の附置に関する審査願概要書	2	様式-C
	f. 位置図（1/5, 000 程度） ※都市計画度道路に接道している場合は航空写真図 1/5, 000 都計線入り	2	任意様式
	g. 図面 ①配置図（駐車場区域、周辺道路、出入口、通路を明記）	2	任意様式
	g. 図面 ④自転車等駐車場詳細図	2	任意様式
	延べ面積・対 象面積の変更		
	e. 計画変更届（1 面から 5 面まで） ※軽微な変更となる場合は、設計変更届	2 いずれか 2	指定様式
隔地先、隔地 台数の増加	d. 附置義務台数算定調書（店舗面積等が 5,000 m ² まで） 附置義務台数算定調書（店舗面積等が 5,000 m ² を超えるもの）		様式-D 様式-E
	g. 図面 ②店舗求積図（面積算定表） ※延べ床面積及び附置義務対象面積が確認できるもの ③各階平面図	2	任意様式
	h. 自転車等駐車場設置特例 申請書	2	様式-F
	i. 自転車等駐車場設置特例 事前協議回答書の写し	2	様式-H
	j. 隔地自転車等駐車場の図面	2	任意様式
特例措置の 年次報告時	k. 担保性を確認する書類（字図、登記簿、契約書の写し等）	2	任意様式
	a. 自転車等駐車場維持管理実施状況定期報告書 （報告内容の詳細を示す資料含む）	1	様式-I

■ 13. 様式集

<新規の申請時>

様式-A 自転車等駐車場の附置に関する審査願	P18
様式-B 自転車等駐車場設置（変更）届出書	P19
様式-C 自転車等駐車場の附置に関する審査願概要書	P20
様式-D 附置義務台数算定調書（5,000 m ² まで）	P22
様式-E 附置義務台数算定調書（5,000 m ² を超えるもの）	P23

<特例措置を申請する場合>

様式-F 自転車等駐車場設置特例申請書	P24
様式-G 自転車等駐車場設置特例 事前協議書	P25
様式-H 自転車等駐車場設置特例 事前協議回答書	P26

<特例措置の年次報告時>

様式-I 自転車等駐車場維持管理実施状況定期報告書	P27
---------------------------	-----

<工事完了時>

様式-J 完了届兼確認書	P28
様式-K 検査写真台帳	P29

様式-A

自転車等駐車場の附置に関する審査願

建築物の 所有者	住所		
	氏名		
自転車等 駐車場 概要	物件名称		
	種別	全体	内原動機付自転車
	義務台数	台	台
	設置台数	台	台
	(内隔地)	台	台
図面	別紙 建築確認申請書(抄)		

提出部数 正副2部

これから下は記入しないで下さい。

福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例第9条に基づく届出が別紙のとおりありましたので認めてよいか伺うもの。

決 裁

課長	係長	係員

台帳	通知	交付

承認番号

年 月 日 第 号

条件

自転車等駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

（宛先）福岡市長

届出者 住所
（電話番号）
氏名又は名称及び
代表者の氏名

福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例第9条及び同条例施行規則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

施設	用途		
	店舗面積等	平方メートル	
自転車等 駐車場	名称		
	位置		
	構造及び設備		
	利用時間		
	利用料金		
	駐車の用に供する部分の面積	平方メートル（駐車台数 台）	
摘要		受 付	

備考 自転車等駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする事項を朱記すること。

自転車等駐車場の附置に関する審査願概要書

受付日 年 月 日 NO.

以下太枠内の着色部分に記入してください。（着色部分以外は、様式-Dから自動計算されます。）

申請区分		☐ 新規 ☐ 変更 ←いずれかにチェック				
建築主	氏名					
	住所			TEL		
	建築場所					
物件名称						
設計者	事務所名					
	住所			TEL		
	氏名			担当者名		
用途地域		☐ 商業地域 ☐ 近隣商業地域	工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更 ☐ その他		
工事着工日		年 月 日	工事完了予定日	年 月 日		
建築物概要	主要用途			構造	造、地上 階、地下 階	
	敷地面積	m ²				
			全体	申請以外の部分	増築部分	
	店舗面積	小売店舗	0	m ² (階~ 階)	0	m ² (階~ 階)
		レンタルビデオ店	0	m ² (階~ 階)	0	m ² (階~ 階)
		銀行	0	m ² (階~ 階)	0	m ² (階~ 階)
		遊技場	0	m ² (階~ 階)	0	m ² (階~ 階)
		専修学校等	0	m ² (階~ 階)	0	m ² (階~ 階)
		事務所	0	m ² (階~ 階)	0	m ² (階~ 階)
		飲食店	0	m ² (階~ 階)	0	m ² (階~ 階)
カラオケボックス		0	m ² (階~ 階)	0	m ² (階~ 階)	
合計		0	m ² (階~ 階)	0	m ² (階~ 階)	
駐車場概要	自転車全体		内原付	の義務形態台数	地上 階、平置 台、ラック 台、その他 台	
	義務台数	0 台	0 台		地下 階、平置 台、ラック 台、その他 台	
	設置台数	台	台			
	(内隔地)	台	台			

これから下には記入しないでください。

上記自転車等駐車場を承認します。				承認印
承認番号・承認日		号 年 月 日		
備考	竣工時に完了届の提出を行うこと。			

様式－C 別表 ※建築主、設計者が複数の場合に使用

建築主 1	氏名			
	住所		TEL	
建築主 2	氏名			
	住所		TEL	
建築主 3	氏名			
	住所		TEL	

設計者 1	事務所名			
	住所		TEL	
	氏名		担当者名	
設計者 2	事務所名			
	住所		TEL	
	氏名		担当者名	
設計者 3	事務所名			
	住所		TEL	
	氏名		担当者名	

附置義務台数算定調書（店舗面積等が5,000㎡まで）

1. 店舗面積等

着色部分のみに記入してください。

用途	算定基準 (㎡/台) ①	全体		申請以外の部分	
		店舗面積等②	算定台数②/①	店舗面積等③	算定台数③/①
小売店舗	40※ ¹	㎡	0 台	㎡	0 台
レンタルビデオ店	40※ ¹	㎡	0 台	㎡	0 台
銀行	30※ ²	㎡	0 台	㎡	0 台
遊技場	10	㎡	0 台	㎡	0 台
専修学校等	20	㎡	0 台	㎡	0 台
事務所	130※ ³	㎡	0 台	㎡	0 台
飲食店	20	㎡	0 台	㎡	0 台
カラオケボックス	20	㎡	0 台	㎡	0 台
合計	—	0.00 ㎡	④ 0 台	0.00 ㎡	⑤ 0 台

（1台未満の端数は切り捨て）

※1：店舗面積 400-800㎡は一律20台

※2：店舗面積 200-600㎡は一律20台

※3：対象面積 1,400-2,600㎡は一律20台

（注）店舗面積等が5,000㎡を超える施設については、別途算定表（様式－E）を使用のこと。

2. 附置義務台数

種別	附置義務台数
新築の場合	④ 0 台
増築の場合	④－（⑤または〔既〕のいずれか多い台数）＋〔既〕＝ ー 台

〔既〕：増築等の前の建築物にこの条例が適用されていた場合の附置義務台数 台

3. 駐車スペース

種別	規模	附置義務台数
原動機付自転車用	0.7m×1.7m以上	（④又は⑥）×0.1＝ 0 台 ※端数切り上げ
自転車用	0.6m×1.9m以上	（④又は⑥）－⑦＝ 0 台

附置義務台数算定調書（店舗面積等が5,000㎡を超えるもの）

1. 店舗面積等

▶建築物全体

着色部分のみに記入してください

用途	算定基準 (㎡/台) ①	店舗面積等				算定台数（台）			
			～5,000㎡ ②		5,000㎡～ ③		②/①	(③/①) /2	合計
小売店舗	40	㎡	0.00	㎡	0.00	㎡	0 台	0 台	0 台
レンタルビデオ店	40	㎡	0.00	㎡	0.00	㎡	0 台	0 台	0 台
銀行	30	㎡	0.00	㎡	0.00	㎡	0 台	0 台	0 台
遊技場	10	㎡	0.00	㎡	0.00	㎡	0 台	0 台	0 台
専修学校等	20	㎡	0.00	㎡	0.00	㎡	0 台	0 台	0 台
事務所	130	㎡	0.00	㎡	0.00	㎡	0 台	0 台	0 台
飲食店	20	㎡	0.00	㎡	0.00	㎡	0 台	0 台	0 台
カラオケボックス	20	㎡	0.00	㎡	0.00	㎡	0 台	0 台	0 台
合計	—	0.00 ㎡	0.00	㎡	0.00	㎡	0 台	0 台	0 台

・・・④

▶申請以外の部分

用途	算定基準 (㎡/台) ①	店舗面積等				算定台数（台）			
			～5,000㎡ ②		5,000㎡～ ③		②/①	(③/①) /2	合計
小売店舗	40	㎡	0.00	㎡	0.00	㎡	0 台	0 台	0 台
レンタルビデオ店	40	㎡	0.00	㎡	0.00	㎡	0 台	0 台	0 台
銀行	30	㎡	0.00	㎡	0.00	㎡	0 台	0 台	0 台
遊技場	10	㎡	0.00	㎡	0.00	㎡	0 台	0 台	0 台
専修学校等	20	㎡	0.00	㎡	0.00	㎡	0 台	0 台	0 台
事務所	130	㎡	0.00	㎡	0.00	㎡	0 台	0 台	0 台
飲食店	20	㎡	0.00	㎡	0.00	㎡	0 台	0 台	0 台
カラオケボックス	20	㎡	0.00	㎡	0.00	㎡	0 台	0 台	0 台
合計	—	0.00 ㎡	0.00	㎡	0.00	㎡	0 台	0 台	0 台

・・・⑤

(1台未満の端数は切り捨て)

(注)混合用途の施設で店舗面積等が5,000㎡を超えるものについては、5,000㎡までの部分における各用途の面積が占める割合と5,000㎡を超える部分における割合を等しくし算定を行う。

2. 附置義務台数

種別	附置義務台数
新築の場合	④ 0 台
増築の場合	④－(⑤または〔既〕のいずれか多い台数)＋〔既〕＝ ー 台

〔既〕：増築等の前の建築物にこの条例が適用されていた場合の附置義務台数 台

3. 駐車スペース

種別	規模	附置義務台数
原動機付自転車用	0.7m×1.7m以上	(④又は⑥) × 0.1 ＝ 0 台
自転車用	0.6m×1.9m以上	(④又は⑥) － ⑦ ＝ 0 台

自転車等駐車場設置特例申請書

年 月 日

（宛先）福岡市長

申請者 住 所
電 話
氏 名

福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例第9条の2第2項に基づき、次のとおり申請します。

施設	所在地				
	地域地区	☐ 商業地域 ☐ 近隣商業地域			
	主要用途		工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更 ☐ その他	
	敷地面積（建築面積）	（ ）㎡		構造	
	店舗面積等	㎡			
附置台数	条例に基づく附置義務台数		隔地先駐車台数		
	自転車	台	台		
	原付	台	台		
自転車等駐車場	所在地及び 駐車場名			当該施設からの距離	m
	権利関係	種 別	権 利 者 住 所 氏 名		権利者承認印
		☐ 土 地			
		☐ 建 物			
		☐ 所有権			
☐ 使用権					
☐ 土 地					
☐ 建 物					
☐ 所有権					
☐ 使用権					
特例申請の理由					

自転車等駐車場設置特例 事前協議書

年 月 日

（宛先）福岡市長

提出者 住 所
電 話
氏 名

福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例第 9 条の 2 第 2 項の規定による
自転車等駐車場の設置の特例について、事前協議書を提出します。

施 設	所在地				
	地域地区		☐ 商業地域 ☐ 近隣商業地域		
	主要用途		工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更 ☐ その他	
	敷地面積（建築面積）		() m ²		構造
	店舗面積 等		m ²		
附 置 台 数	条例に基づく附置義務台数			隔地先駐車台数	
	自転車		台	台	
	原付		台	台	
自 転 車 等 駐 車 場	所在地 及び 駐車場名		当該施設からの距離		m
	権 利 関 係	種 別	権 利 者 住 所 氏 名		
		☐ 土 地			
		☐ 建 物			
		☐ 所有権			
☐ 使用権					
	☐ 土 地				
	☐ 建 物				
	☐ 所有権				
	☐ 使用権				
特例の承認を受けようとする理由					

自転車等駐車場設置特例 事前協議回答書

年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付で提出された自転車等駐車場設置特例の事前協議について、次のとおり回答します。

1 回答の内容

自転車等駐車場の設置の特例を認める。

自転車等駐車場の設置の特例を認めない。

備考

自転車等駐車場維持管理実施状況定期報告書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

報告者 住 所
氏 名
電話

福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例第 9 条の 2 第 3 項の規定により，次のとおり報告します。

施設	所在地					
	地域地区	☐ 商業地域 ☐ 近隣商業地域				
	主要用途					
	敷地面積（建築面積）	() m ²	構造	造、地上 階、地下 階		
	店舗等面積	m ²				
附置台数	条例に基づく附置義務台数		隔地駐車台数			
	自転車	台	台			
	原付	台	台			
自転車等駐車場	所在地及び 駐車場名				当該施設からの距離	m
	権利関係	種 別	権 利 者 住 所 氏 名			権利者承認印
		☐ 土 地 ☐ 建 物 ☐ 所有権 ☐ 使用権				
		☐ 土 地 ☐ 建 物 ☐ 所有権 ☐ 使用権				
自転車等駐車場写真欄						

完了届兼確認書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

届出者 住所
氏名

福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例第3条及び第6条に基づき設置した自転車等駐車場の工事が完了いたしましたので、以下の通り届出ます。
(届出者の押印は不要です。本紙は正副2部提出してください。)

工事完了日	年 月 日
自転車等駐車場 附置承認番号 承認日	号 年 月 日
物件名称	
所在地	
検査立会者	会社名 : 氏名 : 連絡先 :

自転車等駐車場の概要

附置義務台数	全体	内原動付自転車
敷地内	台	台
隔地先	台	台
計	台	台

※ここから下には記入しないでください。

検査の結果、福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例の基準を満たした自転車等駐車場であることを認めてよろしいか。

課長	係長	係員	担当

交付日 : 年 月 日

現地検査日	年 月 日	駐車場施設課承認印
指摘事項確認日	年 月 日	
備考		

検査写真台帳

No. _____ 物件名 _____

所在地： _____

建築主： _____

設計者： _____

※1 写真撮影位置、方向の分かる図面を必ず添付してください。

※2 指示された写真を撮影の上、福岡市道路下水道局管理部駐車場施設課へ提出してください。

※3 写真は台紙(自由様式、参考様式あり)に貼り付けた状態で提出してください。

撮影箇所	該当	実測値		基準値		提出写真			駐車場施設課チェック						
						全体	起点目盛	終点目盛							
駐輪場出入口	有・無	幅員		m	幅員		m		枚		枚		枚	可・否	
通路	有・無	幅員		m	幅員		m		枚		枚		枚	可・否	
自転車車室	有・無	幅員		m	幅員	0.6	m		枚		枚		枚	可・否	
		奥行		m	奥行	1.9	m		枚		枚		枚		可・否
		サイン表示		—			枚				可・否				
原付車室	有・無	幅員		m	幅員	0.7	m		枚			枚		枚	可・否
		奥行		m	奥行	1.7	m		枚		枚		枚	可・否	
		サイン表示		—			枚				可・否				
ラック式駐輪場	有・無	幅員		m	幅員		m		枚			枚		枚	可・否
		奥行		m	奥行		m		枚		枚		枚	可・否	
												可・否			
駐輪場案内サイン	有・無	サイン表示		—			枚				可・否				

■備考欄

■ 1 4. 様式記載例

様式-A 自転車等駐車場の附置に関する審査願	・ ・ ・ ・ ・ P31
様式-B 自転車等駐車場設置(変更)届出書	・ ・ ・ ・ ・ P32
様式-C 自転車等駐車場の附置に関する審査願概要書	・ ・ ・ ・ ・ P33
様式-E 附置義務台数算定調書 (5,000 m ² を超えるもの)	・ ・ ・ ・ ・ P34

様式-A

自転車等駐車場の附置に関する審査願

建築物所有者	住所 ○○県○○市○○○○○ 氏名 ○ ○ ○ ○		
自転車等 駐車場 概要	物件名称	○○○ビル	
	種別	全 体	内原動機付自転車
	義務台数	358 台	36 台
	設置台数	380 台	45 台
	(内隔地)	台	台
図面	別紙 建築確認申請書(抄)		

提出部数 正副2部

これから下は記入しないで下さい。

福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例第9条に基づく届出が別紙のとおりありましたので認めてよいか伺うもの。

決 裁

課 長	係 長	係 員

台 帳	通 知	交 付

承認番号

年 月 日 第 号

条 件

様式-B（規則様式第1号）

自転車等駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

（宛先）福岡市長

届出者 住所 ○○県○○市○○○○○
 （電話番号） □□□-□□□-□□□□
 氏名又は名称及び
 代表者の氏名 ○ ○ ○ ○

福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例第9条及び同条例施行規則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

施設	用 途	小売店舗、遊技場、事務所	
	店 舗 面 積 等	13,500 平方メートル	
自転車等駐車場	名 称	○○○ビル 地下駐輪場	
	位 置	福岡市○○区 ○○○○	
	構 造 及 び 設 備	平置き（地下1階）	
	利 用 時 間	24時間	
	利 用 料 金	3時間無料、以降、24hごとに100円	
	駐車の用に供する部分の面積	600 平方メートル（駐車台数 380 台）	
摘 要			受 付

備考 自転車等駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする事項を朱記すること。

様式-C

自転車等駐車場の附置に関する審査願概要書

受付日 年 月 日 NO.

以下太枠内の着色部分に記入してください。（着色部分以外は、様式-Eから自動計算されます。）

申請区分		☒ 新規 ☐ 変更 ←いずれかにチェック						
建築主	氏名	〇〇 〇〇 ※複数いる場合は「別表」へ記入						
	住所	〇〇県〇〇市〇〇〇〇				TEL	〇〇〇-〇〇〇〇	
建築場所		〇〇市〇〇区〇〇						
物件名称		〇〇ビル新築工事						
設計者	事務所名	〇〇建築事務所 ※複数いる場合は「別表」へ記入						
	住所	〇〇県〇〇市〇〇〇〇				TEL	〇〇〇-〇〇〇〇	
	氏名	〇〇 〇〇	担当者名	〇〇 〇〇				
用途地域		☒ 商業地域 ☐ 近隣商業地域		工事種別	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更 ☐ その他			
工事着工日		2022 年 5 月 1 日		工事完了予定日	2023 年 5 月 1 日			
建築物概要	主要用途	小売店舗		構造	RC 造、地上 7 階、地下 1 階			
	敷地面積	1,200	m ²					
		全体		申請以外の部分		増築部分		
	店舗面積	小売店舗	8,500.00	m ² (階~ 階)	0.00	m ² (階~ 階)	0.00	m ² (階~ 階)
		レンタルビデオ店	0.00	m ² (階~ 階)	0.00	m ² (階~ 階)	0.00	m ² (階~ 階)
		銀行	0.00	m ² (階~ 階)	0.00	m ² (階~ 階)	0.00	m ² (階~ 階)
		遊技場	3,000.00	m ² (階~ 階)	0.00	m ² (階~ 階)	0.00	m ² (階~ 階)
		専修学校等	0.00	m ² (階~ 階)	0.00	m ² (階~ 階)	0.00	m ² (階~ 階)
		事務所	2,000.00	m ² (階~ 階)	0.00	m ² (階~ 階)	0.00	m ² (階~ 階)
		飲食店	0.00	m ² (階~ 階)	0.00	m ² (階~ 階)	0.00	m ² (階~ 階)
カラオケボックス		0.00	m ² (階~ 階)	0.00	m ² (階~ 階)	0.00	m ² (階~ 階)	
合計	0.00	m ² (階~ 階)	0.00	m ² (階~ 階)	0.00	m ² (階~ 階)		
駐車場概要		自転車全体	内原付	義務台数の形態	地上 階、平置 台、ラック 台、その他 台			
	義務台数	358 台	36 台		地下 1 階、平置 358 台、ラック 台、その他 台			
	設置台数	380 台	45 台					
	(内隔地)	0 台	0 台					

これから下には記入しないでください。

上記自転車等駐車場を承認します。		承認印
承認番号・承認日	号 年 月 日	
備考	竣工時に完了届の提出を行うこと。	

様式-E

附置義務台数算定調書（店舗面積等が5,000㎡を超えるもの）

1. 店舗面積等

▶建築物全体

着色部分のみに記入してください

用途	算定基準 (㎡/台) ①	店舗面積等				算定台数（台）			
			～5,000㎡ ②	5,000㎡～ ③		②/①	(③/①) /2	合計	
小売店舗	40	8,500.00 ㎡	3,148.15 ㎡	5,351.85 ㎡		78 台	66 台	144 台	
レンタルビデオ店	40		0.00 ㎡	0.00 ㎡		0 台	0 台	0 台	
銀行	30		0.00 ㎡	0.00 ㎡		0 台	0 台	0 台	
遊技場	10	3,000.00 ㎡	1,111.11 ㎡	1,888.89 ㎡		111 台	94 台	205 台	
専修学校等	20		0.00 ㎡	0.00 ㎡		0 台	0 台	0 台	
事務所	130	2,000.00 ㎡	740.74 ㎡	1,259.26 ㎡		5 台	4 台	9 台	
飲食店	20		0.00 ㎡	0.00 ㎡		0 台	0 台	0 台	
カラオケボックス	20		0.00 ㎡	0.00 ㎡		0 台	0 台	0 台	
合計	—	13,500.00 ㎡	5,000.00 ㎡	8,500.00 ㎡		194 台	164 台	358 台	・・・④

▶申請以外の部分

用途	算定基準 (㎡/台) ①	店舗面積等				算定台数（台）			
			～5,000㎡ ②	5,000㎡～ ③		②/①	(③/①) /2	合計	
小売店舗	40		0.00 ㎡	0.00 ㎡		0 台	0 台	0 台	
レンタルビデオ店	40		0.00 ㎡	0.00 ㎡		0 台	0 台	0 台	
銀行	30		0.00 ㎡	0.00 ㎡		0 台	0 台	0 台	
遊技場	10		0.00 ㎡	0.00 ㎡		0 台	0 台	0 台	
専修学校等	20		0.00 ㎡	0.00 ㎡		0 台	0 台	0 台	
事務所	130		0.00 ㎡	0.00 ㎡		0 台	0 台	0 台	
飲食店	20		0.00 ㎡	0.00 ㎡		0 台	0 台	0 台	
カラオケボックス	20		0.00 ㎡	0.00 ㎡		0 台	0 台	0 台	
合計	—	0.00 ㎡	0.00 ㎡	0.00 ㎡		0 台	0 台	0 台	・・・⑤

(1台未満の端数は切り捨て)

(注)混合用途の施設で店舗面積等が5,000㎡を超えるものについては、5,000㎡までの部分における各用途の面積が占める割合と5,000㎡を超える部分における割合を等しくし算定を行う。

2. 附置義務台数

種別	附置義務台数
新築の場合	④ 358 台
増築の場合	④－⑤または [既] のいずれか多い台数) + [既] = ー 台

[既]：増築等の前の建築物にこの条例が適用されていた場合の附置義務台数 台

3. 駐車スペース

種別	規模	附置義務台数
原動機付自転車用	0.7m×1.7m以上	(④又は⑥) × 0.1 = 36 台
自転車用	0.6m×1.9m以上	(④又は⑥) － ⑦ = 322 台

■ 15. Q&A よくある質問集

Q 計画敷地が対象地域（商業地域、近隣商業地域）かどうかは、どこで確認できますか？

A 福岡市Webまっぷの都市計画情報にて確認ができます。

URL : <https://webmap.city.fukuoka.lg.jp/fukuoka/G0303A>

Q 対象床面積の考え方を教えてください。

A 附置義務の対象となる用途として利用される部分の面積の合計となります。

共用廊下、階段室、エレベーター、厨房、従業員専用部分（更衣室、休憩室）等については対象外となります。

（対象外となる部分について、詳しくはP. 7に掲載しています）

Q 建物の用途変更を行います。用途変更後の対象床面積で附置義務台数の再計算が必要ですか？

A 「増築・大規模の修繕・大規模の模様替」を伴わない用途変更を行う場合は、台数の計算は不要です。しかし、附置義務台数が変わらない場合についても、設置台数の変更を行う場合は、変更手続きが必要となります。

Q 附置義務審査願を提出済みの建物において、工事中に延べ面積の変更が生じましたが、手続きは必要ですか？ また、どのような場合手続きが必要となりますか？

A 延べ面積を変更する際は、附置義務台数が変わらない場合についても、手続きが必要となります。また、工事中において、手続きが必要となる変更は下記のとおりです。

附置義務台数の変更、設置台数の変更、駐車場の配置の変更、
ラックの変更、延べ面積の変更（微減・微増を含む）
隔地先の変更、隔地先所有者の変更

建築主（隔地の場合を除く）、社名、代表者名、建築面積および敷地面積の変更については、変更審査不要です。建築主、社名および代表者の変更の際は、変更内容が確認できる資料（建築主等の変更届の写し等）を窓口へ提出してください。

変更にあたって必要な提出書類については、P.16に掲載しています。

その他の変更については、お手数ですが窓口までお問い合わせください。

窓口連絡先は、P.37を参照してください。

Q 附置義務の自転車等駐車場にシェアサイクルを設置することは可能でしょうか。

A 附置義務台数を確保した上で、別途にシェアサイクルを設置することは可能ですが、附置義務の自転車等駐車場は建物利用者が利用できるように運用する必要があります。

Q 附置義務の自転車等駐車場を時間貸し又は定期契約として運用したいと考えていますが、何か問題はありますか。

A 自転車の附置義務は、駐車需要が生じる施設に対して、設置の義務を条例で定めているため、当該建物利用者が利用できることとする必要があります。時間貸しとすることには問題ありませんが、当該建物利用者以外との定期契約は認められません。

【問い合わせ先】

福岡市 道路下水道局 管理部 駐車場施設課（相談専用）

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

TEL 092-707-2168

FAX 092-733-5591

【検査写真提出用メールアドレス】

fuchigimukensa@city.fukuoka.lg.jp

【窓口・電話相談受付時間】

月・火・木・金 10:00～12:00

13:00～16:00

※水曜日は現地検査のため、窓口は休止します。

ホームページ

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/tyuushajo/hp/hutigimujyourei.html>

福岡市役所のホームページから

[市政全般](#) > [水道・下水道・河川](#) > [自転車・駐車場](#) > [附置義務について](#)

福岡市 附置義務

検 索

